

神奈川県立藤沢工科高等学校の施設利用について

藤沢工科高等学校では、学校運営及び学校教育活動に支障のない範囲で学校施設を地域住民の皆様に開放しています。利用を希望される方は、次の記載事項をよくお読みいただきお申込みください。

1 利用できる施設等について

利用施設	利用日	利用時間	利用目的
グラウンド ◆グラウンドには革靴や下駄等に入らないこと	土曜日、日曜日 ◆長期休業期間中（夏・冬・春休み）及び祝祭日は開放しない	9:00～12:00 13:00～16:00 ◆上記の利用時間に準備及び片付けに要する時間も含む	サッカー 野球（硬式不可） ソフトボール 陸上競技（投てき不可） ◆用具類の貸し出しは行わない
附属施設（トイレ） ◆更衣室なし			

◆雨天の場合は次のとおりです

〈共通〉

利用時間に降雨があった場合は使用できません

〈9:00～12:00 利用の場合〉

前日の午後に降雨があった場合は使用できません

〈13:00～16:00 利用の場合〉

当日の午前に降雨があった場合は使用できません

2 利用申し込みについて

(1) 利用できる方

県内在住、在勤又は在学の方で構成する団体。なお、次のような場合は、利用承認後であっても利用をお断りします。

ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用

イ 営利を目的とした利用

ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用

エ 申込内容に反する利用

オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

(2) 申し込み方法

ア 登録

初めて利用申し込みを行う団体は、「団体登録申請書」及び「利用者名簿」を事務室に提出し団体登録を行ってください。なお、「利用者名簿」は年度ごとに更新し、年度当初に提出をお願いします。

イ 利用申し込み

利用希望日の属する月の前月初日から10日までの間に、「施設利用申込書（様式1）」により事務室にお申し込みください。

〈窓口で申し込む場合〉

平日の9時から16時までに事務室にお申し込みください。

〈郵送で申し込む場合〉

郵便番号 252-0803

所在地 藤沢市今田 744

藤沢工科高等学校事務室「学校施設開放担当者」あて

◆ F A X でのお申し込みはできません。

(3) 利用承認

他の利用者等との調整の後、利用可能であれば「施設利用承認書（様式2）」を交付します。

なお、施設利用承認書を返送するため、住所、宛先をご記入の上、返信用切手(110円)を貼った返信用封筒をご用意ください。

◆承認された後に利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。

◆承認書を交付した後も学校教育活動や天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 利用取消等

利用承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消し又は利用を中止してもらいます。

ア この「利用について」に違反したとき。

イ 利用承認の条件に違反したとき。

ウ 虚偽その他不正な行為により利用承認を受けたとき。

エ その他学校がその利用を不相当と認めたとき。

4 利用方法について

施設の利用承認を受けた団体の責任者は、利用の際必ず「施設利用承認書」をご提示ください。また、利用にあたっては「6 守っていただきたいこと」の内容を遵守するとともに、「施設利用日誌」に必要事項を記入のうえ、利用当日に事務室にご提出ください。

5 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

◆4人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」（1年間有効）に加入できます。

6 守っていただきたいこと

学校施設は県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

ア 県立学校は全面禁煙です。

イ ゴミ等は学校のゴミ置き場に捨てずに必ずお持ち帰りください。

ウ 指定された利用施設以外の場所には立ち入らないでください。

- エ 車両は所定の場所に停めてグラウンド内には乗り入れないでください。
- オ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い利用前の状態に戻した後、利用者の中から指定されている利用責任者の確認を得てください。
- カ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- キ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。
- ク 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し「施設・設備破損届（様式3）」を必ず提出してください。
- ケ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- コ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。
- サ その他については、学校の指示に従ってください。

問合せ先

神奈川県立藤沢工科高等学校
事務室 学校施設開放担当
電話 0466-43-3402